

産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会 報告書案
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

平成 26 年 2 月
特 許 庁

産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会 報告書案について、パブリックコメント手続を通じて、各方面から御意見を募集いたしました。

募集期間中に報告書案の内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方を別添のとおりです。なお、取りまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜集約しております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

平成 25 年 12 月 27 日（金）～ 平成 26 年 1 月 25 日（土）

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省 HP 及び特許庁 HP

(3) 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

2. 意見募集の結果

意見提出数 15 件

内訳（団体 5 件、個人 10 件）

以上

産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会
 「弁理士制度の見直しの方向性について」（案）
 に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

資料1

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
第1章 イノベーションを支えるための業務基盤等の整備			
I. 弁理士の社会的使命の明確化			
1	<p>結論に賛成する。弁理士は、知的財産制度に係る業務を専門とする我が国で唯一の国家資格であり、グローバル・ネットワーク化の時代にあって我が国産業の国際競争力を知的財産の側面から支援することが期待されている。使命はその弁理士を律するものであるから、他士業法と同様に、将来にわたって弁理士が日本の経済発展、特に知的財産の側面から十分な貢献をするものとなるよう、法文を起草していただきたい。</p>		1団体
2	<p>「知的財産立国」とは、知的創造スパイラルによる国内産業の発展のみを意味するのではなく、言語や制度が大きく異なる各主要国において有力な知的財産の取得を通して、我が国の国際的な競争力を強化していくことも含意されている。国の基本戦略としての知的財産基本法に「知的財産の内国及び外国における迅速かつ適正な保護」が規定されていることに鑑みても、弁理士の貢献に国際的視野が求められることは明らかであり、弁理士が知的財産の専門家として、知的財産の創造、保護及び活用を支援して豊かな国家を形成することに将来に亘って貢献するという観点から、弁理士の使命条項を規定すべきである。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。 具体的な使命規定の表現については、他士業の例を参照しつつ法律に定められた業務を的確に遂行し得るように案を得るべく、引き続き検討してまいります。</p>	2個人 1団体
3	<p>弁理士の社会的使命を法律に規定することに賛成する。 産業財産権の対象である発明等を見出して適切に光を当てた明細書を作成し、特許庁への出願及びそこでの審査において出願人を代理し、登録により発明等への有効・適切な保護がなされるよう出願人をサポートする業務こそ、弁理士ならではのサービスであると考える。それを踏まえて、社会的使命を法律に規定することが適切であると思料する。</p>		1団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
4	<p>「弁理士が国家資格として知財を担う中核的存在であることを弁理士法に明記し、国民の共通認識とすることで、弁理士が社会的役割を果たす原動力になる。」との考えが示されているが、著作権、新品種育成者権、半導体集積回路の回路配置利用権などに係る登録申請や出願は行政書士固有の取り扱い分野であり、弁理士はあくまでも産業財産権分野の中核的存在である。</p> <p>従って、弁理士法に「弁理士が知財を担う中核的存在」と明記することは、一般国民や事業者に誤認を与えることになりかねない。</p>	<p>御指摘の箇所は委員の意見を紹介したものです。</p> <p>具体的な使命規定の表現については、他士業の例を参照しつつ法律に定められた業務を的確に遂行し得るように案を得るべく、引き続き検討してまいります。</p>	1団体
II. 日本弁理士会に対する監督権限の緩和			
5	結論を評価し、これに賛成する。日本弁理士会としては、処分基準や苦情申立制度、紛議調停の請求、処分の請求制度を利用し、引き続き規律維持に努めると共に、会員の指導・監督の内容が、ユーザーに対してより透明なものになるよう、ガバナンスの強化も図っていく。	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	1団体
III. 大規模特許事務所の在り方（利益相反規定等について）			
6	結論に賛成する。チャイニーズ・ウォール・ルールの明確化については、日本弁理士会内における対応として「弁理士倫理ガイドライン」等の改訂を速やかに行い、会員周知を図っていきたい。	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	1団体
7	<p>必要な手当てを行った上で法律上の利益相反規定を緩和することに異議はないが、利益相反の問題はユーザーに深刻な不利益をもたらし、利益相反規定の妥当な緩和は資格制度に対するユーザーの不信を引き起こすおそれがあるため、慎重な検討が必要である。</p> <p>この点、日本弁理士会提出資料「日本弁理士会における自治等の取組について」（平成25年12月）の「3. 事務所内情報遮断措置（チャイニーズウォール・ルール）に関する取組」で提案されている日本弁理士会の取組は、必要な手当てとして不十分ではないかと危惧する。法律上の制約の緩和のための前提となる必要な手当てとしては、大規模特許事務所、すなわち複数弁理士からなる共同事務所及び特許業務法人において利益相反をどのように考えるのかというルールを日本弁理士会が明確化することを求めるべきと思料する。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p> <p>利益相反規定の見直しに当たっては、例えば、日本弁護士連合会が、事務所内における複数の弁護士間における利益相反の取扱いについて自治ルールを定めており、違反した者に対する懲戒等の手続をとっていること等、他士業の取組等を参考に、日本弁理士会において自主ルールを定め、会員による遵守を担保する等の対策を取ることが適切であると考えられます。</p>	1団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
	IV. 秘匿特権に関する取組の推進		
8	報告書（案）では、「秘匿特権に関する国際取組の推進」として、「WIPOやB+の枠組みにおける国際交渉を加速すべく、政府として積極的に取り組むことが期待される」と述べられている。この政府の取組に大いに期待する。	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	1団体
9	秘匿特権に関する明文規定があれば、少なくとも弁理士との交信文書に秘匿特権が成立するか否かの立証の手間は、軽減される可能性がある。我が国産業の国際競争力を強化する上でも、これは重要な事項である。	まずは、WIPOやB+の枠組みにおける国際交渉等の取組を推進し、その結果、我が国において何らかの措置が必要であるかどうかを見極めつつ、必要な場合に速やかに対応していくことが重要と考えられます。	1団体
10	<p>弁理士との交信文書の秘匿特権は、民事訴訟に特有の問題であり、刑事手続や独禁法検査とは関係がなく、また弁護士との交信文書とも関係がない。報告書（案）p. 22の「4. 取り組むべき課題」【弁理士のサービスの基盤確保】の最初の条項はp. 33-36の「IV. 秘匿特権に関する取組の推進」の記載に全く整合しないため、次文との差替を提案する。</p> <p>「秘匿特権は、米国などコモンロー諸国の特許侵害事件など民事訴訟において、当事者に証拠開示義務があり、当事者に弁理士間連文書の開示が求められる。弁理士との交信文書や弁理士の作成文書がこれに該当することが多く、秘匿特権の適用がないと、一方的な開示という不利益を生ずる。即ち、我国国民の法的利益をいかに保護すべきかの観点から、問題になる。</p> <p>なお、弁護士との交信文書は、米国の民事訴訟において、礼讓（comity）により米国弁護士と同様に秘匿特権の適用が認められており、秘匿特権の有無は、弁理士との交信文書に特有の問題である。」</p>	<p>御指摘の箇所は委員の意見を紹介したものですので、原案のとおりとさせていただきます。</p>	1個人
11	<p>報告書（案）p. 35の「2. 問題の所在」の末尾に次文を挿入されたい。</p> <p>「リバストラグミン事件「In re Revastigmine Patent Litigation, 237F. R. D. 69 (S. D. N. Y. 2006)」において、エーザイ事件「Eisai Ltd. v. Dr. Reddy's Laboratories, Inc., 77 USPQ 2d 1854 (S. D. N. Y. 2005)」の判例が引用され、脚注15にて「日本法は日本のpatent agent “弁理士”に職業的秘密の開示に対する秘匿特権を明確に与えている。」旨が述べられており、裁判所の立場は一貫していると考えられます。</p> <p>なお、上記判決が肯定したMagistrate Judgeの決定（2006年8月8日付け）において、日本のpatent law firmとの交信について秘匿特権が認められなかったのは、交信者が弁理士と認定されていないためであり、本決定も、日本の弁理士の秘匿特権を否定したものではありません。</p> <p>以上を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。</p>		1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
12	<p>報告書（案）p. 36の「3. 対応の方向性」の末尾に次文を加入されたい。</p> <p>「(3) 秘匿特権の明文規定の論点の整理</p> <p>ア. 民事訴訟法の規定(197条第1項第2号、220条第4号ハ)に該当するか否かを論ずる前に、そもそも特許侵害訴訟において、当事者(被告)は、「侵害行為について立証するため、又は——損害の計算をするため必要な書類を提出すること」は民訴法上義務付けられていない。これに代わり、特許法105条が導入されている。</p> <p>即ち、民訴法第197条第1項第3号によれば、「技術又は職業上の秘密に関する事項」に関し尋問を受ける場合、証人は証言を拒むことができる。」ことが規定されている。</p> <p>従って、我国の民事訴訟法に関する限り（即ち特許法105条のない状態で考慮した場合）、当事者は、「技術上の秘密」に関して証言拒否ができる、当然に該当する文書の提出も免除されている。これが、特許法第105条の導入が必要になった根拠である。</p> <p>イ. 一方特許法第105条は、民訴法の規定のままでは、侵害の行為を立証できないために、導入された。この点で、我国侵害訴訟においては弁理士との交信文書が問題になる。</p> <p>ウ. かくて、弁理士法に「秘匿特権」の明文を入れることは、民訴法には全く矛盾するところがない。（しかも、特許法第105条にも別段矛盾するものではない。）この点の議論検討を今後深めることが必要である。</p> <p>エ. 日本弁理士との交信文書の秘匿特権は、リバスチグミン事件の如く、不安定な状態におかれていること、その都度「立証」の義務がある、という不利な状況に日本弁理士の顧客がおかれている。明文規定があれば、少なくとも弁理士との交信文書に秘匿特権が成立するか否かの立証の手間は、大幅に軽減される。我国産業の国際競争力を強化する上でも、これは重要な事項である。我国の政府としては、我国国民が外国での特許訴訟で不利な立場におかれることのないよう、十全の対策を構ずることが望まれる。」</p>	<p>特許法第105条は弁理士との交信文書のみを対象とした規定ではなく、弁護士との交信文書等も対象となります。このような規定に対し、外国における訴訟のために、弁理士との交信文書のみを対象とした規定を新設することについては、慎重な検討が求められます。</p> <p>また、リバスチグミン事件「In re Revastigmine Patent Litigation, 237F.R.D. 69 (S.D.N.Y. 2006)」の判決において、エーザイ事件「Eisai Ltd. v. Dr. Reddy's Laboratories, Inc., 77 USPQ 2d 1854 (S.D.N.Y. 2005)」の判例が引用され、脚注15にて「日本法は日本のpatent agent “弁理士”に職業的秘匿の開示に対する秘匿特権を明確に与えている。」旨が述べられており、裁判所の立場は一貫していると考えられます。</p> <p>以上を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。</p>	1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
	V. 非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保		
13	「特許庁において（中略）、運用の見直しによって同条違反の蓋然性が高い行為を減少させていくことが適切である」、との結論を評価し、この運用が非弁理士による弁理士法第75条違反行為の高い抑止力となるよう、実効性確保に向けた特許庁の取組に期待したい。もし、期待通りの効果が得られない場合には、更なる改善をお願いしたい。	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。御指摘の点については、運用の見直しの結果を見極めつつ、引き続き検討してまいります。	1団体
14	報告書では、特許庁は、弁理士等でない「代理人に対して確認を求める・必要な措置を講じる」という運用の見直しが述べられている。新しい運用に期待するが、運用の見直しによっても非弁行為取締りの実効性が乏しければ、改めて、報酬要件の廃止、あるいは報酬を得ているとの推定規定の制定などを検討すべきである。		1団体
15	報酬要件の撤廃議論については、謙抑性の観点からも慎重な対応が求められる。仮に、報酬要件を撤廃するのであれば、他士業の独占業務規定及び罰則規定においても同様に措置し、全て統一すべきである。	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。なお、報酬要件の撤廃については、それぞれの資格の業務の性質等に応じ、個々に検討することが適切と考えられます。	1団体
第2章 梱野を広げるためのきめ細かなサービスの提供			
	I. 弁理士業務の充実		
	1. 弁理士の相談業務について		
	<発明発掘等の相談>		
16	報告書（案）において、特許等の出願以前の段階における相談業務を規定する方向性を打ち出したことは、知的財産関連業務の一貫した流れの全ての段階において弁理士を位置づけると共に、弁理士を中小・ベンチャー企業の知的財産に関するコンサルティング業務の担い手として位置づけることに繋がり、評価できる。なお、具体的な法文においては、企業等が安心して弁理士に知的財産に関する相談を持ちかけることができるよう配慮をお願いしたい。	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	1団体
17	発明発掘等の相談業務を弁理士の標榜業務として規定するのであれば、その相談の範囲を明確に限定して、行政書士の契約書作成業務に抵触しないようにすべきである。	具体的な規定の表現については、御意見を踏まえ、ユーザーニーズや他士業との関係に留意しつつ、引き続き検討してまいります。	1団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
	＜知的財産全般の相談＞		
18	<p>知的財産基本法上の知的財産のあらゆる相談に弁理士が責任をもって対応できるよう、「知的財産基本法上の知的財産に係る相談」を、弁理士の標榜業務として弁理士法に明記すべきである。企業等があまねく知的財産を戦略的に活用できるようにするための環境整備については、標榜業務として明記することによって、弁理士自らが責任を持って、他士業と連携しながら対応できると考える。</p>	<p>弁理士が応じることができる相談の範囲については、他士業の例も参考しながら明確化しつつ、弁護士をはじめとした他の士業とも適切に連携する体制を整える等の具体的な環境整備について、引き続き検討してまいります。</p>	1団体
19	<p>「知的財産全般の相談」業務の明確な位置付けを求めているが、中小企業支援の実際を考えれば、知財の相談に留まらず、知財を活用した経営全般に及ぶのが実情である。仮に発明発掘等の相談業務の明確化として規定する場合であっても、弁理士だけが適性を持つわけではないので、弁理士の標榜業務とするのが適切である。</p> <p>また、知財制度全般の相談を受けるとなれば、産業財産権の発掘・出願・登録のみではなく、その利用・行使に関わる多種多様な法律問題の発見・調査・分析・助言が必須であって、産業財産権法そのものよりも、むしろ民法、会社法、民事訴訟法、民事執行・保全法、倒産法、独占禁止法などの素養が重要となる。産業財産権以外の知的財産権、すなわち著作権、回路配置権、育成者権、不正競争防止法に基づく権利などの場合は、なおさらである。これらの素養がなければ、問題が発見されず、調査・分析・助言のために他の専門家に誘導することすらなされないおそれが高く、ユーザーが著しい不利益を受けることになる。</p> <p>したがって、ユーザーの権利・利益を適切に保護することができる「知的財産相談に係るワンストップサービス」を実現するためには、弁護士、弁理士及びその他の専門家がそれぞれの知識経験を活かして協働することができる態勢を整えることが不可欠である。</p> <p>知財制度全般を弁理士の業務と位置付け、あたかも弁理士だけで知財制度全般の相談に応ずることができるかのように定めることは、利用者に誤解を与える等弁理士とその他の専門家との協働への妨げとなるだけあって、不適切である。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p> <p>ユーザーの権利・利益を適切に保護することができる「知的財産相談に係るワンストップサービス」を実現するためには、弁理士、各士業がそれぞれ専門家としての知識経験を活かして協働することができる態勢を整えることが重要であることから、こうした連携を促すこと等を含めて、引き続き検討してまいります。</p>	2団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
	2. 特定不正競争について		
20	(1) 不正競争防止法第2条第1項第4号から第9号のうち「意匠・商標に関するもの」を、(2) 第2条第1項第10号及び第11号を、特定不正競争に加えることが望ましい。		1団体
21	「特定不正競争については、具体的条項ごとにユーザーのニーズ及び弁理士の知見の活用可能性を検証し、必要な見直しを行っていくことが適切」と述べられている。 具体的条項ごとにユーザーのニーズを検証すべきことはいうまでもないが、平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」（一般財団法人知的財産研究所）におけるアンケートでは、既に、法改正を正当化するユーザーのニーズは存在しないとの結果が出ているのであって、その結果を素直に受け止めるべきである。	今般の見直しは、アンケート等によりユーザーのニーズを把握した上で行っており、特定不正競争の拡大については、ユーザーのニーズが十分に確認できないなど、現時点においてその必要性が十分でないと考えられます。 知的財産をめぐる状況の変化等に応じて、具体的条項ごとにユーザーのニーズ及び弁理士の知見の活用可能性を検証し、必要な見直しを行っていくことが適切であると考えられます。	1団体
	3. その他		
22	単独の代理権を諦めるのではなく、単独訴訟を実現できる制度を導入するべきである。例えば、研修時間の短さ、民事法の知識の少なさが課題ならば、その課題を解決するべき制度を作ればよい。	ユーザーのニーズを注視しつつ、弁理士の訴訟能力の担保の在り方を含めて、引き続き検討してまいります。	1個人
23	弁理士が特許侵害の監視業務をもっと支援するべきであり、これを弁理士の標榜業務とするべきである。	御意見は、適切な弁理士制度及びその運用に係る今後の検討の参考にいたします。 なお、標榜業務として規定するためには、まずは、当該業務について実績を積み重ねることが重要であると考えられます。	1個人
II. 小規模特許事務所の在り方（一人法人制度等について）			
24	意見募集の参考資料として開示されている「弁理士制度小委員会報告書（案）参考資料」のp.7-8記載の取組の結果、小規模事務所における事業承継ルール等を整備が進み、ユーザーの利便性向上に対する体制が整備された暁には、一人法人化について、知財立国に貢献する弁理士の財政的基盤の整備の観点から、前向きな検討が行われることを望む。	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。 御意見を踏まえ、特許業務法人の在り方については、今後必要な分析を行った上で、引き続き検討してまいります。	1団体 1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
	III. 弁理士に対するアクセスの改善		
25	<p>「「知財総合支援窓口」において、より一層弁理士の活用を進めることにより、地域における弁理士を活用しやすい環境を整えることが適切であると考えられる」とする方向性に賛成すると共に、日本弁理士会として中小企業等の支援のため「知財総合支援窓口」における弁理士の活用により一層の協力をしていく。</p> <p>報告書（案）において指摘されている中小企業向けセミナー、無料相談会、出願等支援制度等の当会の中小企業支援事業の更なる拡充、弁理士に対する中小企業支援マインドの醸成、減免制度・補助金制度などの各種支援制度に関するより一層の周知については、使命条項の創設に伴う義務として受け止めてしっかりと取組む。</p> <p>弁理士を活用するユーザーのために、当会では従来から「弁理士ナビ」による情報公開を行っているが、報告書（案）において指摘されている更なる情報公開の充実にも努める。</p>	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	1団体
26	クライアントが弁理士を選択する際、弁理士の受講した研修実績を基準とするというデータを示して頂きたい。研修の義務化かつ受講記録の公表化により、業務より研修が優先されることとなり、クライアントにとって弊害があるのではないか。	<p>平成19年の弁理士法改正によって、依頼者がその依頼内容に適した弁理士を選択できるよう、経済産業大臣及び日本弁理士会は、弁理士のプライバシー侵害とならないように十分に配慮しつつ、所定の情報を公表することとされ、平成20年4月から、日本弁理士会のウェブサイトにおいて継続研修の受講状況を公表しております。</p> <p>なお、今般の弁理士制度の見直しのため、本小委員会における審議に当たっては、継続研修の実施主体である日本弁理士会とも十分な意見交換をしておりますが、これまでのところ、継続研修の導入により、業務より研修が優先されるという弊害があるとの御意見はいただいておりません。</p>	1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
第3章 グローバルな強さに貢献するための資質の向上			
I. 弁理士試験の充実			
<試験制度全般>			
27	「試験の充実」にも「グローバルな強さに貢献するための資質の向上」のための担保が、貢かれるべきである。今回は議論の時間的制約もあり、全てを完備することは困難であるにせよ、今後の取組の方向性を示すべきではないか。	御意見を踏まえ、グローバルな強さに貢献するための資質の向上の観点から、科目別合格基準の導入を含む短答式筆記試験の見直しや、条約に関する問題の出題頻度の適正化を含む論文式筆記試験の見直し等を行ってまいります。	1個人
<短答式筆記試験（問題数）>			
28	合格基準の設定や出題数の増加等の試験運用の詳細について、工業所有権審議会において検討するということに賛成する。 問題数の増加の検討に際しては、（1）現在では出題数が10問とされている意匠、商標、条約、不正競争・著作権の各科目は、合格基準の設定が1問÷10問=10%単位となり、例えば65%以上といったような5%単位で合格基準を調整するなどの適切な合格基準の設定が困難になること、（2）科目別合格基準を導入した場合の採点の困難性にも配慮すべきこと、（3）知的財産法は法律改正が頻繁に行われるために、改正があつた年度の弁理士試験においては改正部分の出題は外せない部分となることから、本来の基本的な問題を問えない場合が出てくることにも配慮すべきこと、（4）我が国が加盟する条約の数が増加することに伴って出題に偏りが生じるおそれが生じ、他の条約を体系的に理解する基礎となるパリ条約からの出題数を十分に確保すべきこと等を考慮したうえで、問題数の増加及び試験時間の延長を図るべきである。また、不正競争防止法と著作権法を別科目にする等も検討するべきである。	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。 各科目の問題数その他試験運用の詳細については、御意見を踏まえ、今後、試験実施主体である工業所有権審議会において検討してまいります。	1団体 1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
	<短答式筆記試験（科目別合格基準の導入）>		
29	平成25年度試験から、短答式筆記試験の合格基準が65%得点に引き上げられたことにより、特定の科目だけの得点で合格できるとは思えない。したがって、科目別合格基準を導入する必要はない。	特定の科目に偏ることなく、弁理士にとって必要な基礎知識を備えているか否かを確認する手段として、科目別合格基準を導入することが適切と考えられます。	1個人
30	短答式筆記試験について、科目別合格基準を導入することを適切とする見解を全面的に支持する。弁理士試験は単なるハードルとしてとらえられるものではなく、弁理士として社会から求められる資質をしっかりと考查すべきものである。然るに、科目の中にはいわゆる捨て科目として受験者が勉強しない科目があると仄聞する。グローバル化への対応から条約科目の重要性がますます高まっていく中において、例えば条約科目等の特定の科目を勉強しないで弁理士試験に合格するようなことがあってはならない。 「科目別合格基準の導入」に加えて、試験問題数の増加と試験時間の延長を併記すべきではないか。	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。 出題数その他試験運用の詳細については、御意見を踏まえ、受験生に与える影響等を考慮しながら、試験実施主体である工業所有権審議会において検討してまいります。	1団体 1個人
	<合格基準（合格者数）>		
31	若い人材は実務経験がほとんどないため、弁理士試験に合格しても就職しづらく参入を躊躇する現状がある。したがって、若い人材の参入を促すよう、弁理士試験の合格水準は、弁理士の職業的魅力が確保できる程の合格者数に絞るべきである。また、日本国内の出願件数が少なくなっており、仕事のニーズが減っているのに、弁理士を従来以上の合格率・人数にするのは問題である。	弁理士試験は、弁理士となろうとする者に対し、必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するものであり、予め合格者数を定めて合格基準を設定するものではありません。 弁理士に必要とされる資質を担保できるよう、具体的な合格基準については、試験実施主体である工業所有権審議会において検討してまいります。	1個人
32	弁理士に対するニーズ（業務量）と比較して弁理士の数が増えすぎており、受験者（特に、若い人）の減少と平均年齢の上昇を招いている。また、一部科目の既合格者に対する試験科目の一部免除の導入により、短期間に集中的に学習するインセンティブが低下して受験期間の長期化を招いている。加えて、弁理士試験の易化が、試験勉強に比較的時間を割きやすい「若い人」よりも、試験勉強に時間を割くことが難しい「中高年」にとってより有利に働いている。 以上を踏まえ、弁理士の合格者数の適正化を検討すべきである（合格率はせいぜい4～5%が適切と思われる。）。	弁理士試験は、弁理士となろうとする者に対し、必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するものであり、予め合格者数を定めて合格基準を設定するものではありません。 弁理士に必要とされる資質を担保できるよう、具体的な合格基準については、試験実施主体である工業所有権審議会において検討してまいります。	1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
33	<p>今後ますます重要になる知財業務について、弁理士は決して既得権保護と捉えられかねない弁理士数減少を求めるべきではない。多くの優秀な人材の参入が一層求められるところであり、また、中小企業支援のためにには地域偏在（報告書（案）p. 47）の解消も求められる。そのためには現状以上の合格者数が必要となる。</p>	<p>弁理士試験は、弁理士となろうとする者に対し、必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するものであり、予め合格者数を定めて合格基準を設定するものではありません。</p> <p>弁理士に必要とされる資質を担保できるよう、具体的な合格基準については、試験実施主体である工業所有権審議会において検討してまいります。</p> <p>御指摘の、弁理士の地域偏在解消の問題については、各都道府県に設置された「知財総合支援窓口」において、より一層弁理士を活用することを含め、引き続き検討してまいります。</p>	1団体
<合格基準（点数）>			
34	<p>合格基準の設定や出題数の増加等の試験運用の詳細について、工業所有権審議会において検討するということに賛成する。</p> <p>現在の短答式試験の合格基準点は65%を基準としている。この短答式試験は、旧司法試験や現在の司法書士試験のように論理操作や、大量の事務処理型の問題とは異なって、多くの問題は条文の要件・効果あるいは原則・例外という基本的事項を問うものである。それにもかかわらず65%という合格基準点では、将来の顧客ニーズに十分に対応することに不安を抱かずにはいられない。合格基準点を適切なものとするよう見直し、かつ、問題のパターンを単なる条文の知識型だけではなく旧司法試験や司法書士試験等を参考に再考すべきである。</p>	<p>弁理士試験において、短答式筆記試験は、弁理士活動を行うに当たり、必要な基礎的知識を有するか否かを判定し、かつ論文式筆記試験及び口述試験を適正に行う視点から許容できる最大限度の受験者を選別するために行われており、法的な論理的展開力等については論文式筆記試験で問われております。</p> <p>この点、平成24年度試験では、筆記試験合格者が口述試験において大量に不合格となるという状況が発生しましたが、平成25年度試験において、短答式筆記試験の合格基準を従来の60%から65%に引き上げたところ、口述試験の合格率が平成24年度の63.4%から平成25年度には81.7%へと大幅に改善されたことから、現在の短答式筆記試験の合格基準等は、上記視点に照らして、適正なものと考えております。</p>	1団体
<論文式筆記試験必須科目（問題数）>			
35	<p>出題問題数が少ない状態で条約が出される傾向が強くなると、ヤマを張るという行為により、まぐれで合格する者が増える懸念がある。したがって、試験時間・試験問題を増やすという条件付なら賛成である。</p>	<p>各科目の問題数その他試験運用の詳細については、御意見を踏まえ、今後、試験実施主体である工業所有権審議会において検討してまいります。</p>	1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
	<論文式筆記試験必須科目（条約）>		
36	<p>パリ条約の条文、PCTの条文は日本国特許法の一部を構成していると言っても過言ではない。現行の試験制度でも、弁理士試験の論文必須科目試験において、特許法・実用新案法の問題において条約の内容を問う問題を出題すれば、受験生は必然的に条約について勉強することになるので、敢えて条約という試験科目を設ける必要はないと考える。</p> <p>他方、例えば特許法第43条は、単に優先権主張手続きについてパリ条約を補足するものでしかないため、現行制度において、パリ条約の条文の理解を、現行論文式筆記試験の特許法で出題することはできないのであれば、論文式筆記試験の科目として条約を復活させるべきである。</p>		1個人
37	<p>報告書（案）では、論文式筆記試験必須科目について、条約を論文式筆記試験の単独科目とするのではなく、現在の出題の枠組みを維持することが適切であるとしている。「現在の枠組み」では、数年に一度しか、条約関連は出題されず、少なくとも単独科目とすることが不可欠である。</p> <p>報告書（案）で述べられている「条約に関する問題の内容や出題頻度」等を勘案すれば、基本法である特許法、実用新案法、意匠法、商標法の論理的思考能力の考查が十分になされるのかという疑問も生じる。</p> <p>報告書（案）において論文式筆記試験必須科目について、「工業所有権審議会において検討する」と述べられていることを評価するが、条約に関する出題の仕方や試験時間等についても併せて検討されることをお願いしたい。</p>	<p>試験の問題数その他試験運用の詳細については、御意見を踏まえ、今後、試験実施主体である工業所有権審議会で検討してまいります。</p> <p>また、平成19年に弁理士法施行規則を改正し、工業所有権に関する法令の論文式筆記試験において、同法令の範囲内で条約についての解釈・判断を問うという趣旨を明確化しております。</p>	1団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
38	<p>「工業所有権法令の範囲内」で条約について出題することは、あくまでも「国内工業所有権に関連する限りでの条約」についての出題であり、「知的財産立国に貢献する」という弁理士の使命とは、かなり後退した範囲である。知的財産立国とは、我国の国内のみでなく、日本発の知的財産を世界に向かって拡大していくことによって達成されるものである。</p> <p>条約は、かかる弁理士の国際的資質を担保する上で不可欠の基盤をなすものであり、毎年必ず、出題されることが望まれるが、「条約に関する国内法令」を毎年出題することは、出題テーマが限定されて不可能であり、事実過去5年間においても、毎年出題はされていない。</p> <p>従って、この点を加味して報告書（案）p.52の「3. 対応の方向（2）論文式筆記試験必須科目について」について、次文のとおり修正を提案する。</p> <p>6行目、「適切であると考えられる。」を「適切であるとの意見がある。」とする。</p> <p>11行目、「検討することが必要である」の末尾に「また、単独出題の必要性についても、さらに検討することが必要である」を加入する。</p> <p>また、工業所有権審議会での審議にあたっては、試験の必須科目という弁理士試験制度の根幹にかかる事項は、公開の場で納得の行く十分な議論が尽くされることを希望する。</p>	<p>条約は、短答式筆記試験においては単独の科目となっており、同試験においては、受験生の条約に関する知識を担保する趣旨で、科目別合格基準を導入することが適切と考えられます。また、論文式筆記試験においては、国内法令と条約を関連付けて出題することにより、条約単独で出題するよりも複合的・総合的かつ実務に即した出願が可能となり、より深く受験生の実際の理解力を考查することができると考えられます。</p> <p>条約に関する問題の内容や出題頻度等については、試験実施主体である工業所有権審議会において検討してまいります。</p> <p>以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、工業所有権審議会は、弁理士法の規定に基づき、弁理士試験の問題作成や、試験結果に基づく制度運用の在り方などの検討を行うものであり、機密を保持する必要があることから、会議、議事録を非公開としております。</p>	1個人
<論文式筆記試験選択科目（選択問題の集約）>			
39	弁理士の業務内容は専門技術的であり、細分化されている。選択問題の集約を行うことによって、出題されない分野が増えるため、選択問題の集約については反対である。	選択問題については、受験者に与える影響も考慮しつつ、今後、試験実施主体である工業所有権審議会において、弁理士の業務内容に即した適切な見直しを検討してまいります。	1個人
<口述試験>			
40	<p>口述試験は、弁理士としての必要な資質や能力を計る手段の一つとして、短答式・論文式筆記試験では考慮できない部分を補完する重要な考査手段である。</p> <p>報告書（案）において、口述試験実施の際の不公平性が指摘されているが、口述試験段階での受験者数が多いため、試験期間が長くなり、試験官の数も増えれば、試験問題等の情報流出に対する懸念や試験官の判断によるバラツキなどの問題も生じる可能性はある。解決すべき課題は多いが、引き続き試験運用の改善を図り、将来に亘っても口述試験を維持していただくことをお願いしたい。</p>	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	1団体 1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
41	<p>口述試験は司法試験においても廃止されている。現行の口述試験は試験日程の関係上、試験問題・試験委員が異なり、口述受験生全員に対し統一した試験を実施することが不可能な状況である。また、試験委員の恣意的感情が入り込むのが必然で、合否判定を詳細にかつ明確なものにするのは不可能であるから、弁理士試験全体の公平性・信憑性を確保するため、口述試験を廃止すべきである。コミュニケーション能力や品性等については、登録前後の研修により効果的に身につけさせるべきである。</p>	<p>平成25年度試験から、口述試験をより適正に実施するため、短答式筆記試験の合格基準の引き上げや論文式筆記試験必須科目的合格基準の見直し、口述試験の採点方法をより具体化する等の運用改正を行いました。免除制度など現行の試験制度全般を整理して、現在口述試験で担保している資質を別の試験で確実に担保できるようにするまでは、口述試験を存置し、運用改正の効果を見極めることが適切であると考えられます。</p>	1団体 1個人
<短答式筆記試験における免除制度の廃止>			
42	<p>免除制度がある結果、受験1年目は短答試験に特化し、2年目は論文試験に特化するという受験方法がとられており、才能のある人材であっても各試験に特化した受験者の中で上位の成績をとることは難しいため、短期間で合格しにくい。若く有為な人材が短期間で試験に合格できるよう、受験回数の増加を招く短答式筆記試験の免除制度を廃止すべきである。</p>	<p>短答式免除制度のメリットは全ての受験者が平等に享受できるため、有為な人材にとってもメリットがあるものと考えられます。また、同免除制度については、平成19年法改正で導入され、導入後間もないことから、制度が所期の効果を上げているか否かを見極めつつ、引き続き検討してまいります。</p>	1個人
43	<p>本来、弁理士試験は、弁理士に求められる論理的思考力を計る論文試験が中心的試験であり、短答試験は、採点負担の大きい論文試験の受験者を制限するため、論文試験の受験資格の有無を確認する目的がある。しかしながら、現行制度では、短答試験に合格すると翌年及び翌々年の短答試験が免除されているため（弁理士法第11条第1号）、免除制度により2年間短答式筆記試験の勉強から遠ざかると受験生は折角覚えた知識を忘却してしまうし、論文試験の受験者には、当該年度の最新法の下での短答試験に合格していない者が含まれることになる。論理展開力と法文知識や法文に関する思考力のレベル到達度は、一体的に判断されるべきものであるから、論文式による試験の受験時に短答式による試験で試される法文知識や法文に関する思考力が合格レベルに達しているか否かは、単年度で判定すべきものである。したがって、短答試験が論文試験の受験資格の有無を確認する試験として機能していない事態を招いていることから、短答試験の免除規定は廃止すべきである。</p>	<p>短答式筆記試験に合格し、免除制度を利用した後、弁理士試験に最終合格した場合には、その間は、短答式筆記試験の勉強から遠ざかることになり得ますが、御指摘の最新法の下での法文知識や、論文式試験の論理展開力の基礎となる法文知識や思考力は、論文式筆記試験及び口述試験の勉強を通じて維持されるものと考えられます。また、同免除制度については、平成19年法改正で導入され、導入後間もないことから、制度が所期の効果を上げているか否かを見極めつつ、引き続き検討してまいります。</p>	2団体 1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
	<大学院修了者等に対する免除制度の廃止>		
44	弁理士試験は知財の実務を積んだ人材が受験生として集まるので、あえて免除制度を用意してまで知財系の大学院の修了者を集めるべきとは思えない。知財系の大学院を修了した者ならば、免除がなくても筆記試験に合格するべき学力を備えているべきであるから、知財系の大学院の免除も廃止するべきである。		1個人
45	大学院課程（知財科目）修了者については短答式筆記試験が、修士・博士号学位取得者、専門職大学院修了者、他資格保有者については、論文式選択科目が免除される。 これらの免除制度は廃止すべきであるし、仮に存続させる場合には、これらの者が短答式筆記試験及び論文式選択科目を実際に受験した場合、合格率がほぼ100%であるというデータを示すことが必要ではないか。	知的財産専門職大学院におけるカリキュラム等によって試験免除に足るだけの十分な能力レベルが担保されている大学院のみを免除の対象とすることが前提ですが、若く有為な人材の参入を促す上で、知的財産専門職大学院等を修了した者に対する免除制度は有意義であると考えられます。また、論文式選択科目は、特定の専門分野に関する論理構成力についての素養を確認するためのものですから、修士・博士号学位取得者、専門職大学院修了者、他資格保有者について弁理士試験で再確認する必要はなく、これらの者に対して論文式選択科目を免除することは受験者層の拡大に繋がるため、有意義であると考えられます。	1個人
46	短答式による試験の合格には、制限時間内において、相当数の設問に正確に解答する能力が求められている。正解率が所定値以上の場合に、出題された設問以外の問題についても、法文に対する知識と思考力があり、法令を適用した解決能力を有すると類推して、合格としているのである。 しかし、大学院での所定科目的単位を習得するに要する能力は、上記した制限時間内において、相当数の設問を正確に解答する能力とは、別次元のものである。したがって、公平性の観点からも、第4号による免除を廃止すべきである。	選択科目を3科目とすべきとの御意見につきましては、選択科目は、あくまでも、受験者の持つ技術的あるいは法律的論理構成力についての資格取得時の必要最小限の素養を考查するものであり、実務に求められる多様な知識等は、資格取得後の様々な研修制度等の活用による自己研鑽でも習得できること、選択科目3科目が受験者の過度の負担となっていた等の理由から、平成12年の改正で1科目としたものであり、引き続き現行の科目数を維持することが適切と考えられます。	1団体
47	論文式による試験のうち選択科目に対する試験は、将来、弁理士として業務を遂行する上で、広く応用できるための基礎学力を有していることを試す試験であるべきである。 したがって、大学等における科目履修とは別に、弁理士としての専門分野毎の基礎学力と能力を見る試験は必要であり、その試験のための準備により、専門性を必要とする弁理士としての能力も向上する。また、公平性の観点からも、第6号による免除は廃止すべきである。 また、1科目では、専門分野の能力の有無は判断できないので、従前のように3科目とすべきである。		1団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
	<免除制度全般>		
48	<p>現行の試験制度では、合格者の平均年齢も受験回数も増加の一途を辿り、これから企業にニーズに応える柔軟で質の高い弁理士を育成する試験制度となり得るのか疑問なしとはしない。</p> <p>とりわけ、弁理士試験受験者の総数の激減と、学生の受験者が極めて少ない現状に目を向け、もっと詳細に問題点を分析することが必要である。多様なキャリアパスを経て弁理士資格を取得することを否定するつもりは無いが、高年齢で合格した人材が、弁理士として企業活動の国際化への対応を支援し、弁理士としての実務能力を高めてユーザーのニーズにどこまで応えることができるかは、大変厳しいものがあると言わざるを得ない。</p> <p>将来に向けて、過去に設けた免除制度の廃止も含めた、抜本的な見直しが必要であることを付言し、今回の報告書（案）の結論に賛成する。なお、合格者動向の見極めに必要なデータについて、ウェブサイト等で情報開示を進めていただくことをお願いしたい。試験負担が少なければ合格率が高くなるはずであるから、試験負担が同じ口述試験単独での合格率などを見て、免除者の合格率が高いか低いかを判断し、免除の存置又は廃止を判断する等すべきである。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p> <p>御意見を踏まえ、今後、免除制度を利用した者の合格者動向を調査するなど、制度が所期の効果を上げているか否かを見極めつつ、試験制度の在り方について総合的な見直しを検討してまいります。</p>	1個人 1団体
49	<p>存続させるべきである。</p> <p>行政書士もこの免除制度により弁理士試験を受け、合格者も多く出ている。これによって、中小企業等に対するコンサルティングや経営支援に取り組む多様な人材・専門家を多く受け入れることになり、ひいては弁理士と他の専門家との相互理解・協力関係が推進されることとなる。</p>		1団体
50	<p>弁理士に対するニーズ（業務量）と比較して弁理士の数が増えすぎており、受験者（特に、若い人）の減少と平均年齢の上昇を招いている。また、一部科目の既合格者に対する試験科目の一部免除の導入により、短期間に集中的に学習するインセンティブが低下して受験期間の長期化を招いている。加えて、弁理士試験の易化が、試験勉強に比較的時間を割きやすい「若い人」よりも、試験勉強に時間を割くことが難しい「中高年」にとってより有利に働いている。</p> <p>以上を踏まえ、一部科目の既合格者に対する試験科目の一部免除の廃止（すべての科目に単年度で合格することを求める。）を検討すべきである。</p>	<p>弁理士試験の一部科目の既合格者に対する試験科目の一部免除制度については、平成19年法改正で導入され、導入後間もないことから、制度が所期の効果を上げているか否かを見極めつつ、引き続き検討してまいります。</p>	1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
<外国文献及び外国法令試験の導入>			
51	弁理士は実務上、外国文献、特に英語の文献に触れる機会が多い。外国文献読解力について、試験科目に導入するべきである。	外国語については、特許事務所が対応できる能力を有することは必要ですが、それは専門のスタッフがいれば足り、外国語能力そのものが全ての弁理士に一律に求められるものではないとの指摘もあり、また、外国語は弁理士の専権業務とは直接関係がないことを考慮し、外国語能力は個々の自己研鑽により習得すべきものとして捉えることが適切と考えられます。	1個人
52	知財推進計画2013等でグローバル知財人財の育成を掲げているにもかかわらず、確実に「世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財の育成」ができると感じられる制度設計となっていない。外国法令について、試験科目に導入するべきである。受験者の負担等の問題は、試験範囲を限定すること、短答式試験で基本事項のみ問う等、受験者の負担を軽減する工夫をすれば解決できる問題である。	必要な外国法令は個々の弁理士によって異なることもあり、範囲を一律に限定して試験を実施することは適当でなく、引き続き必要な研修を受講することにより、担保することが適切であると考えられます。	1個人
53	報告書（案）の、「外国語能力は試験で考查するのではなく、個々の自己研鑽により習得すべきものとして捉えることが適切である」、との結論に賛成する。	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	1団体
<受験資格>			
54	米国・ドイツ・フランス・欧州弁理士は技術系の学位又は実務経験を要求しており、弁理士の実務においても、これらの経験に裏打ちされた能力が強く求められている。したがって、技術系の学位又は研究開発か知財の実務経験を有することを受験要件とするべきである。	学位・実務経験等を受験資格とする場合、資質の底上げが期待できる一方、実務経験を有しない学生等に対する参入障壁となることから、その必要性については、実務修習の効果、ユーザーのニーズ等も踏まえつつ、慎重に検討することが必要と考えられます。	1個人
<実務試験>			
55	実務試験が課されている国の弁理士は、かなり資質の底上げがされている。したがって、実務技能（明細書作成能力等）を問う試験科目を課すべきである。	実務試験については、諸外国の制度で導入されている例もありますが、実務能力の考查は筆記試験になじまず採点の公平性を担保するための負担等が大きいことも事実です。このため、実務修習において実務能力の担保を図ることが適切と考えられます。	1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
II. 実践的な研修を含めた研修の多様化			
56	<p>継続研修に関する日本弁理士会の要望に対する結論を評価し、これに賛成する。</p> <p>法改正に関する研修についてはこれまで特許庁の協力により、柔軟な対応が可能であったが、グローバル化など知的財産を取り巻く環境が変化する現状にあっては、一定の範囲で継続研修が当会の自治に委ねられることには、大きな意義があると考える。</p> <p>日本弁理士会は実務修習に関して、(ア) 課目免除制度の見直し又は廃止、(イ) 講師となるために必要な実務経験年数の制限の緩和、(ウ) 実務修習の運用の改善、を提案してきた。これらは実務修習制度導入以来、指定修習機関として唯一実務修習を実施している日本弁理士会の現場の意見であり、修習生のニーズも踏まえたものである。今後の実務修習制度の見直しに際してはこれらの点も引き続き考慮していただきたい。</p>	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	1団体
その他（どこにも分類できない意見）			
57	技術的バックグラウンドを有しない今の弁護士に特許明細書作成能力等の資質があるか大いに疑問がある。特許出願業務については弁護士に代理権限を与える必要がないと思われる。	技術的なバックグラウンドを有する弁護士もいる現状においては、一律に弁護士の代理権を制限することは適切でなく、ユーザーに十分な情報が提供される環境を整えた上で、代理人についてはユーザーの選択に委ねることが適切と考えられます。	1個人
58	<ul style="list-style-type: none"> 日本を基礎優先権出願とした外国出願の記載不備の率や特許査定の率を見る、外国特許庁へのヒアリングを行う等して、制度改正の目的を達成できたかどうか確認すべく、目標の基準を設けるべきである。 若い受験者は合格しても登録しないという懸念がある。弁理士試験合格者のうち、弁理士登録をする者の割合を年齢別に調査すべきである。 	御意見を踏まえ、弁理士法の施行状況について注視し、適切な対応を図ってまいります。	1個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
59	<p>企業内弁理士は勤務先の制約が大きく、特許事務所の弁理士のような幅広い裁量がないのが一般的である。そのため、弁理士会の委員会などに参加できず、加入によるメリットが受けられないことが多い。</p> <p>また、企業は代理人を必要としないため、弁理士会費を支払ってもらえず、弁理士登録を断念しているケースもある。</p> <p>以上のことから、企業内弁理士においては、日本弁理士会の加入を任意にするか、会費の免除を導入して欲しい。</p>	<p>日本弁理士会は、会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする自治的団体であり、高い公共性を持つ弁理士の業務等について、行政に代わって、相互に監督・監視を行うために強制的に設立させるものです。そのため、強制加入制度をとっています。</p> <p>他方、企業内弁理士が2割を超えるという現状において日本弁理士会の自治の在り方については、同会に委ねられるものと考えております。</p>	1個人
60	<p>本件報告書（案）p. 29「2. 対応の方向(1)総会決議取消権について」は、現行法上、経済産業大臣の有する総会決議取消権により、再度総会で決議するまでもなく、直ちに決議が取り消されることを当然の前提にしていると思われます。</p> <p>しかし、弁理士法第72条は、「取り消すことができる」とではなく「命ずることができる」と定めており、この命令によって直ちに決議が取り消される効果が生じるかどうかについては、疑問があると思います。</p>	<p>御意見に係る記載は、法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害する総会決議について、再度総会にて決議の取消しについて議論するまでもなく、可能な限り早期に取り消されるべきものであるという趣旨を示したもので、総会決議取消権の発動により直ちに決議を取消す効果が生じるという趣旨ではありません。</p> <p>以上を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。</p>	1個人
61	<p>報告書（案）p. 20の下から6行目に「中小企業数は約421万社と全企業数の約99%を占めているにもかかわらず、特許出願件数は約3万1千件で全出願件数の約10%に止まっている。」と記載されている（p. 21の図も同様）。</p> <p>発明主体は「人」であり「企業」ではないので、「中小企業数の全企業数に対する割合」と「中小企業の出願件数の全出願件数に対する割合」を比較してもあまり意味がないように思われる。</p> <p>「中小企業に就業する就業者数の全就業者数に対する割合」と「中小企業の出願件数の全出願件数に対する割合」を比較すべきと思われる。</p>	<p>中小企業の知的財産活動が低調であることを示すデータとして、使用したものです。</p>	1個人
62	<p>p. 59「おわりに」4段落目（「また、～」）の4行目、「弁理士の実務能力の向上、」の後に以下を追加するよう検討されたい。</p> <p>「中小・ベンチャー企業に対する知財手数料等の説明義務、」</p> <p>追加の理由は、本文p. 22【中小企業等の支援に資するきめ細やかなサービス】の最初に、「減免制度や権利取得にかかる総額等についての説明義務を課すべき」と記載されており、これらを説明していないことからのトラブルもあると聞いている。このため、重要な事項であるとの認識から、等で括るのでなく、明示したほうがいいと思われるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、p. 59の4段落目「～実務能力の向上、」の後に「中小・ベンチャー企業に対する特許料の減免制度等の各種支援策の明確な説明、」という記載を追加する修正を行いました。</p>	1個人
63	<p>弁理士の業務範囲を拡大したり、弁理士資格を取得しやすく試験を緩和するよりも、弁理士の本質業務での弁理士の業務品質が向上するような制度設計を心掛けてもらいたい。</p>	<p>弁理士の実務能力については、実務実習・継続研修を通じて担保することとしております。弁理士の資質の向上に資するよう、研修制度の運用改善等を引き続き検討してまいります。</p>	1個人